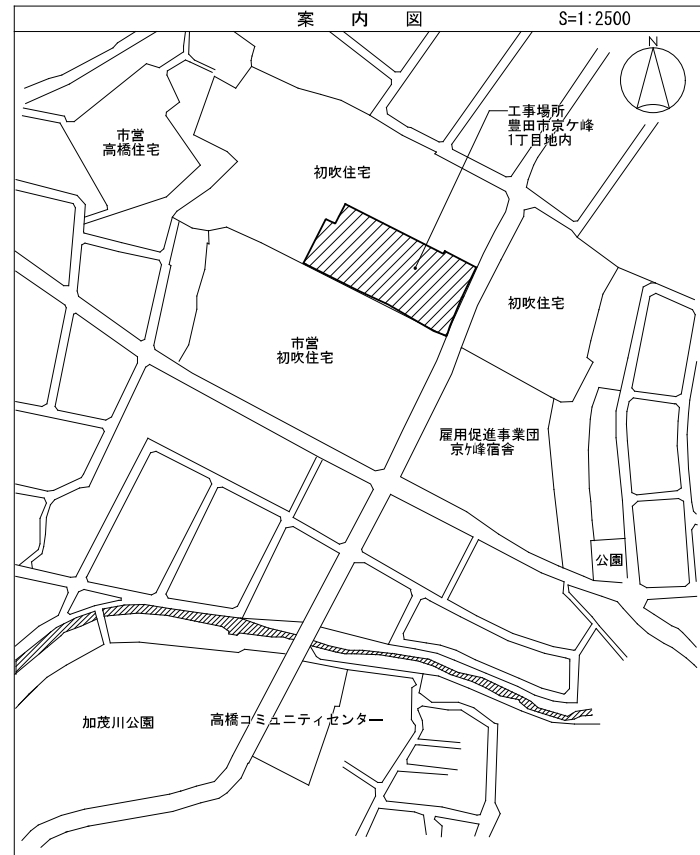


工事概要			
工事場所 豊田市京ヶ峰1丁目地内			
1. 住宅棟取壊し		床面積	管理戸数
集会所	低層耐火構造平屋建	鉄筋コンクリート造(壁式)	107.85㎡
2. 付属棟取壊し			
物置	CB製 平屋		6.76㎡
自転車置場	鋼製 平屋 (別途自治区工事)		6.00㎡
プレハブ倉庫1	軽量鉄骨製 平屋 (別途自治区工事)		6.48㎡
プレハブ倉庫2	軽量鉄骨製 平屋 (別途自治区工事)		6.48㎡
プレハブ倉庫3	軽量鉄骨製 平屋 (別途自治区工事)		4.86㎡
3. 舗装等取壊し			
範囲内のアスファルト及びコンクリート舗装、U字溝、地先境界ブロック、他			
4. 囲障取壊し			
柵(基礎共)、コンクリート土留め			
5. その他取壊し			
電話ボックス(別途NTT工事)、遊具、掲示板、防犯灯、図面に記載の無い低木類も含む			
6. 設備関係工事			
給水管プラグ止め、給水管撤去、下水管閉塞、下水管撤去、雨水管閉塞、雨水管撤去			
ガス管撤去(閉塞工事は別途工事)、電気配管撤去			

凡例	
	工事範囲
	取壊し建物
	仮囲い 成形鋼板(H=3.0m) (建築工事)
	仮囲い 成形鋼板(H=3.0m) (取壊し工事)
	足場(H=600mm H=5,000mm、手摺先行の掘削型)、並びに防音シート
	パネルゲート(H=6.8m、H=4.5m) 1ヶ所(建築工事)

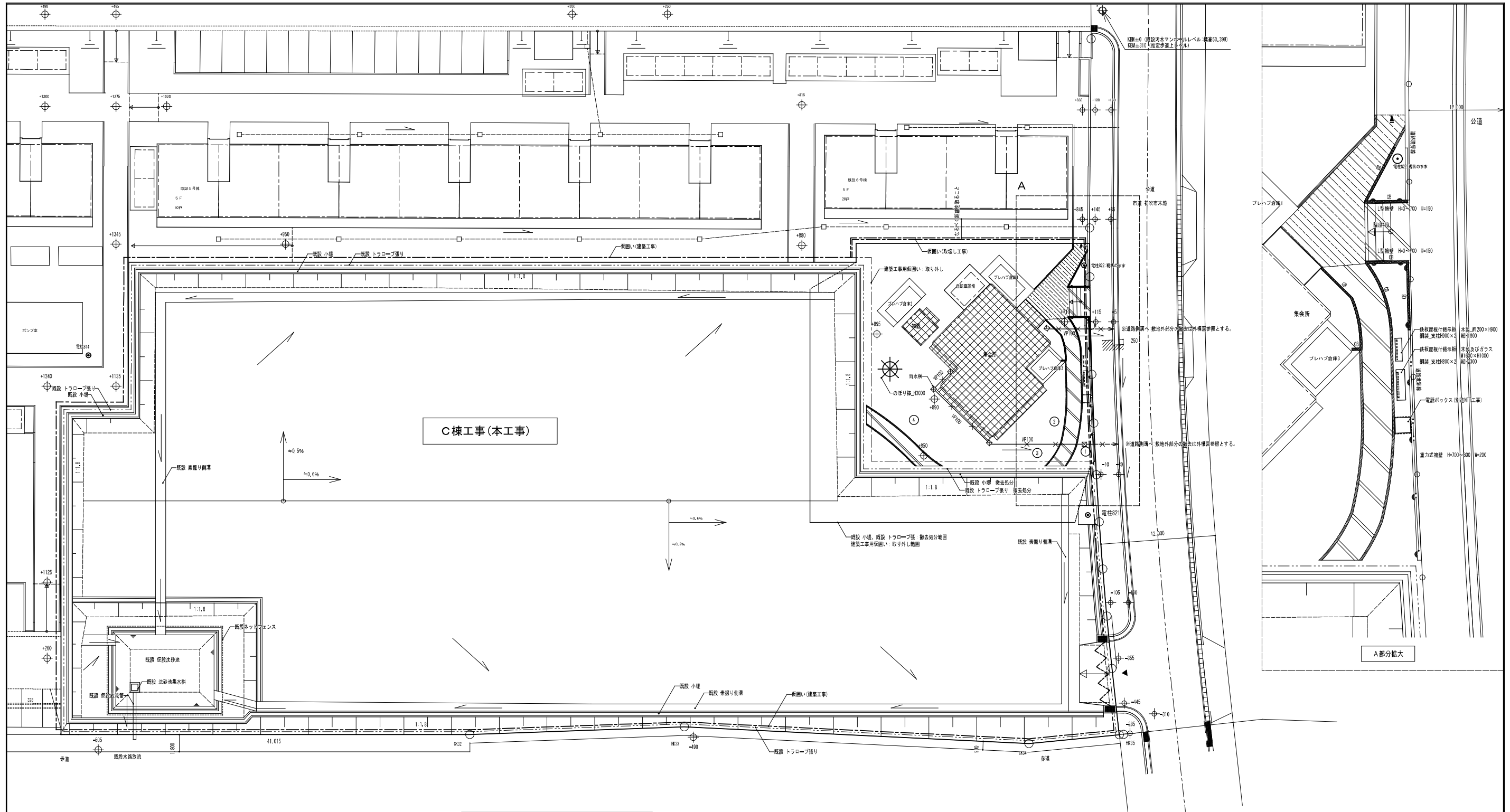
(K線からのレベル) 凡例	
	現況高



- ※特記事項
- 工事範囲内の建物、工作物、側溝、アスファルト舗装、地先ブロック、給排水管、ガス管、土留め、樹木等で図示したもの、及びその基礎は全て撤去の上、工事範囲内は整地すること。ただし、埋設管の取扱いは特に注意し、経路等現地調査の上撤去すること。
  - 工事範囲内の地表面にある側溝や樹木等は、原則として全て撤去のこと。ただし、残置すると図示したものは除く。
  - 施工上必要な官公庁等への手続きは請負者にて行い、支障物件については関係者に確認後施工すること。
  - 既設撤去側溝及び管の敷地外端部は全て閉塞すること。下水、雨水、給水管の閉塞は監督職員と協議すること。
  - 設備関係のメーター、ブレーカー及びガスメーター等で残っているものは工事着工後監督職員の指示によること。またそれぞれの取扱については、各事業者と調整すること。取壊し建物の係る、下水・水道・ガス会社等への必要な申請は、工事着手前に本工事で行うこと。下水の引込撤去に係る下水最終樹は、残置としその他は、本工事とする。水道の引込撤去に係る水道メーターの撤去は、水道局に返却とし、その他は本工事とする。水道の遠隔メーター及び集中検診盤の撤去は、本工事とする。
  - 取壊し建物の係る電力・電話引込線撤去に伴う、電力・電話会社への必要な申請は、工事着手前に本工事で行うこと。電力の引込撤去は、引込線、積算電力計、サービスマーターは、電力会社工事とし、その他は本工事とする。電話の引込撤去は、引込線、電話保安器は、電話会社工事とし、その他は本工事とする。
  - 積載等の処分は監督職員と協議の上、その指示に従うこと。
  - 雨水等により土砂が工事範囲外に流出しないように措置をすること。
  - 大型車両の工事現場への出入り時は、出入口に交通整理員を配置すること。また、住宅構内道路を使用する場合、必要に応じて自治会等に事前連絡をし、住民に周知をすること。
  - 工事範囲内にある一般廃棄物は、分別の上、監督職員の指示により適切に収集すること。
  - パネルゲート前(主な搬出入口)に高圧洗浄機を配置すること。監督職員と協議して決定すること。
  - 境界杭等は現場養生すること。撤去後復旧等が必要な場合は、監督職員と協議して決定すること。
  - 汚水管は、清掃、消毒の上撤去すること。
  - アスベスト成形板の処理工事は、アスベストの取扱い作業に係る労働安全衛生法により作業管理者の指示に従って作業すること。
  - 着手前にアスベスト成形板使用箇所を確認すること。
  - 工事着手前に一般廃棄物(家具類・家電リサイクル法4品目)及び車両等については、種類・数量等をまとめ、写真を撮り、監督職員に報告すること。
  - PCB調査は、家電メーカーに問合せ、結果を監督職員に報告し、適切に処分すること。
  - 建物解体時には、粉塵等の飛散を防止するため、放水等を行うこと。
  - 工程及び工事時間については監督職員と協議すること。なお、防音対策等のため、工程を調整して、騒音を低減できるよう検討すること。
  - 豊田市の給水本管等、本工事敷地内に敷設されている管等について、工事着手前に位置等を確認の上、その養生方法を適切に計画して、工事を進めること。
  - 市道からの乗入れ口設置に係る関係機関への申請等は本工事で行うこと。
  - 着工前に集会所内の確認を行うこと。残置物があった場合は速やかに監督職員に報告すること。

- 取壊し工事中及び完了後、近隣建物や道路の損害を与えた場合や苦情等が発生した場合は、請負者の責任において速やかに復旧・補修など適切な処理をとり、直ちにその経緯や状況等を監督職員に報告すること。
- 解体工事完了後(整地前)、撤去対象物周辺を横断的に掘削し、監督職員の確認を受けること。掘削位置は監督職員と協議して決定する。掘削深さ:基礎下50cm 掘削長さ: X方向、Y方向の両端部からそれぞれ+1m 監督職員から上記以外に掘削について指示があればその指示に従うこと。
- 杭が存在する場合は全て残置とする。杭の残置位置は測量し、座標にて表示すること。杭頂の高さを測量し、T.P表示で竣工図に記載すること。
- 敷地の計画レベルの記入の無いものは、工事施工後は現況レベルのまま整地とする。
- 躯体の解体は、内装はがし等の状況及び分別状況を監督職員に確認した後に実施すること。
- 廃棄物の現場外搬出をする時は、以下の事項を厳守すること。①廃棄物の各品目につき最初の1台について追跡調査を実施すること。②廃棄物の各品目について10台に1台の割合で積載状況及び車輛(車番)の写真を撮影すること。
- 工事着手前に先立ち以下の作業主任者を適切に配置すること。①コンクリート破砕器作業主任者 ②その他、施工上必要となる作業主任者
- 工事着手前に計器(給水、ガス、電気等)の有無を確認し、写真を添えて監督職員に報告すること。計器がない場合は、関係機関に撤去済みかどうか確認し監督職員に報告すること。
- 大気汚染防止法に基づき、特定工事に該当するか否かの事前調査を行い、発注者へ調査結果等を書面で説明すること。
- 集会所の取り壊し時期については、別途工事の新設集会所が完成し、引っ越し完了後とする。

株式会社 河合建築設計事務所	初吹住宅建築工事(第3工区)	図面番号 K
一級建築士登録番号 第100481号	既設集会所取り壊し配置図・特記事項	縮尺 S=1:500(A1) S=1:1000(A3)
河合 達雄		NO. 1
検印 製印	設計 H29年2月	愛知県建設部建築局公営住宅課



撤去配置平面図(既設集会所廻り) S=1:200

(舗装撤去) 凡例

	撤去 アスファルト舗装 t=50歩道用
	撤去 アスファルト舗装 t=30歩道用
	撤去 コンクリート舗装 t=100
	撤去 モンタール t=60
	撤去 砂利舗装

(撤去) 凡例

	撤去 二重止めブロック t=500 合計14個
	撤去 地先境界ブロック
	撤去 (擁壁又は地先境界ブロックの上) 88横 断面390×120×80 1段
	撤去 コンクリート擁壁 (図中参照)
	撤去 パイプ H-820

(撤去) 凡例

	撤去 アスファルトカッター入
	撤去 その他附帯物 (図中参照)
※特記無き限り名称入り附帯物は全て撤去とする	

既存樹木(中高木)リスト

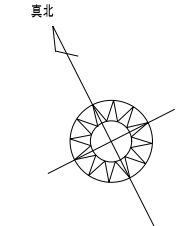
記号	名称	形寸法			本数
		幹直径(m)	株張り(m)	高さ(m)	
①	樹木	0.3	3.5	6.0	1
②	樹木	0.25	2.5	6.0	1
③	樹木	0.25	2.5	6.0	1
④	樹木	0.25	2.5	4.0	1

凡例

	工事範囲
	仮囲いライン(建築工事)
	仮囲いライン(取壊し工事)
	パネルゲート(建築工事)
	今回撤去建物

(0%からのレベル) 凡例

	現況高
--	-----



株式会社 河合建築設計事務所		初吹住宅建築工事(第3工区)		図面番号
一級建築士登録番号 第100481号		撤去配置平面図(既設集会所廻り)		K
河合 建雄		縮尺 S=1:200(A1) S=1:400(A3)		NO. 2
検印	製印	設計 H29年2月	愛知県建設部建築局公営住宅課	